第１章　計画の策定にあたって

計画改定の趣旨

昭和57年以降、がんは、千葉県における死因の第１位となっており、全死亡者のうち、３人に１人ががんで亡くなっています。

現在、千葉県では、人口の高齢化が急速に進んでいます。昭和40年代を中心とする人口流入が、いわゆる団塊の世代が突出した人口構造をもたらしており、平成22年から37年の15年間で65歳以上の高齢者人口増加率が35％と、全国第３位のスピードで人口が高齢化します。

がんは、加齢により罹患率が高くなります。今後、千葉県でさらに進む急速な高齢化により、年々増加しているがん患者はさらに増加し、がんは、県民の誰にとっても、より一層身近な健康問題になっていくとともに、医療費の増大にもつながり、限られた医療資源を有効に活用していく必要性がより高まっていきます。

千葉県では、平成18年に成立した「がん対策基本法」に基づき、平成19年6月に策定された国の「がん対策推進基本計画」をふまえて、平成20年3月に「千葉県がん対策推進計画」を策定し、平成24年度までの５年間にわたり施策を推進してきました。これらの施策の実施状況の評価をふまえて、引き続き取り組むべき課題に対応するとともに、小児がんやがん患者の就労問題への対応など、これまでの県の計画になく、国の基本計画で新たに追加された課題にも取り組む必要があります。また、平成20年の計画策定以降、全国的に見て千葉県に特徴的な取組が始められているものもあり、これらの千葉県の個性を生かした取組をさらに効果的に活用していくことも大切です。

これらの状況の変化に対応し、「千葉県保健医療計画」や「健康ちば２１」などの計画とも調和を図りながら、千葉県のがん対策を総合的、効果的に進めていくために、新たな県のがん対策推進計画を策定しました。

計画の位置付け

本計画は、「がん対策基本法（平成19年4月1日施行）」第11条第4項の規定による都道府県がん対策推進計画の変更と位置付けます。

本計画は、平成25年3月1日施行の「千葉県がん対策推進条例」、平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」の趣旨に則ったものとしています。

また、「千葉県保健医療計画」、「健康ちば２１」等の関係する計画と連動して進めていきます。

計画の期間

・計画策定　：平成25年３月
・計画の期間：平成25年度から平成29年度までの5年間
（参考）国のがん対策推進基本計画の期間
平成24年度から平成28年度までの5年間

計画策定の体制
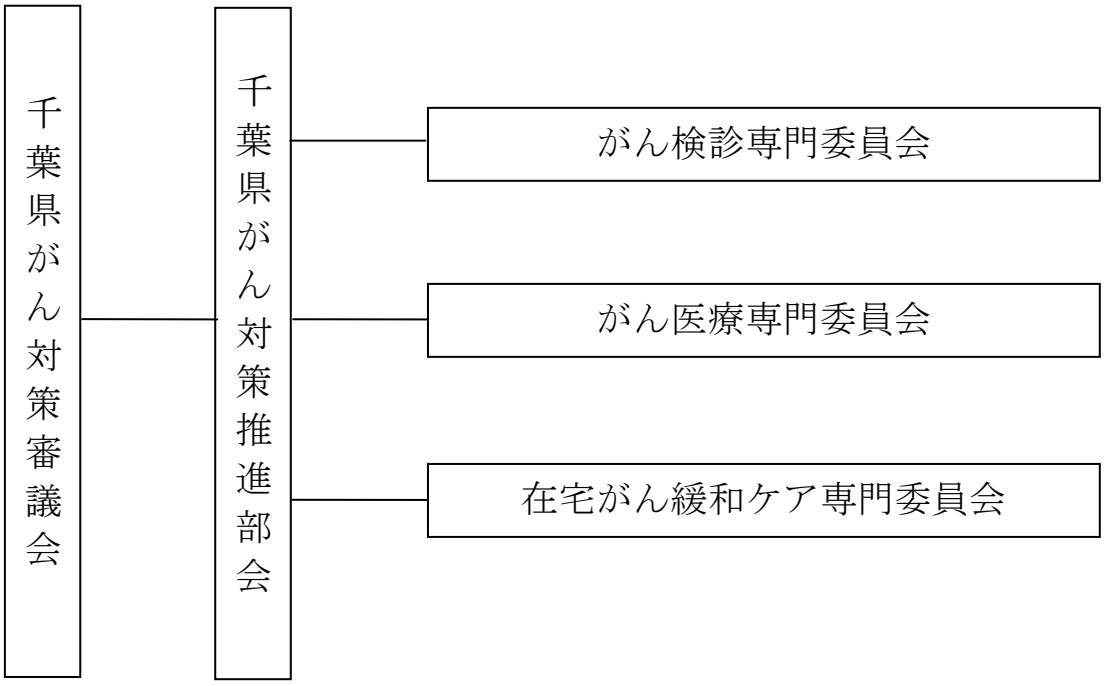
本計画を策定するに当たっては、「千葉県がん対策審議会」及び審議会のもとに設置した「千葉県がん対策推進部会」で総合的な検討を行い、推進部会のもとに設置した「がん検診専門委員会」「がん医療専門委員会」「在宅がん緩和ケア専門委員会」で専門的な検討を行いました。